

個人住民税の寄附金税額控除割合の改正について（お知らせ）

平成29年度税制改正において、指定都市に住所を有する方に課税される個人道府県民税について、平成30年度以後に課税される所得割4%のうち2%が道府県から指定都市に税源移譲されることとなり、道府県（北海道）と指定都市（札幌市）の個人住民税所得割の税率及び税額控除割合が改正されることになりました。

その結果、平成30年度以後に札幌市において課税する個人住民税から、北海道のみが条例で指定している団体に対して行う寄附金については、受けられる税額控除額が、改正前の税額控除割合と比べて小さくなる場合があります。

1 個人住民税の寄附金税額控除について

所得税の寄附金税額控除の対象となる法人等に対する寄附金のうち、地方税法の規定により都道府県又は市町村が条例で指定した寄附金は、個人の道民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象となります。

2 道民税所得割の控除額について

前年中に北海道税条例第26条の3に規定する寄附金を支出した場合に、当該寄附金額の2,000円を超える金額の4%（改正後は2%）が道民税所得割から控除されます。

※寄附をした金額が総所得金額の3割を超える場合は、当該金額の4%が税額控除となります。

3 指定都市に係る住民税所得割額の標準税率の改正について

	現行	改正後
個人道民税	4%	2%
個人市民税	6%	8%

4 指定都市に係る寄附金税額控除における控除率の改正について

	現行	改正後
個人道民税	4%	2%
個人市民税	6%	8%

※札幌市と北海道がどちらも指定している団体に寄附を行った場合は、合計10%が税額控除となるため、全体の税額控除額は変わりません。

5 適用する時期について

平成30年度以降の個人住民税の賦課期日（1月1日）において指定都市（札幌市）に住所を有する方が行った、平成29年1月1日以降の寄附金が対象となります。

※平成30年度の個人住民税賦課期日は、平成30年1月1日です。

6 具体的な控除額について

改正による影響額は次のとおりです。

※札幌市に住所を有する方が、道条例のみが指定している団体へ10万円を寄附した場合）

現行 $(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = 3,920 \text{円}$

改正後 $(100,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 2\% = 1,960 \text{円}$